

	質問内容	回答
1	対象地域の在住者と対象外地域の在住者が一緒の場合はどうすれば良いか	本割引は新潟・山形・福島・群馬・長野・富山・石川・福井・静岡いずれかの在住者のみに適用となります。(石川県民、三重県民は日帰り旅行はご利用頂けません) 精算を分けることが可能であれば対象地域の在住者に割引適用と地域クーポン券のお渡しをしていただき、対象外地域の在住者は通常料金での精算(地域クーポン券も渡さない)としていただくようお願いいたします。
2	予約期間は(延長分)	5月20日(金)～6月30日(木)までとし準備が整った宿泊施設、旅行会社から順次取扱開始となります。ただし、今後、取扱が変更になる場合があります。最新情報は使っ得！にいがた県民割キャンペーン公式ホームページをご確認下さい。
3	対象の旅行期間・宿泊期間は(延長分)	6月1日(水)出発分(6月1日チェックイン分)～6月30日(木)出発分(7月1日チェックアウト分)までとなります。
4	ワクチン接種歴、検査結果通知書は原本の提示が必要か。	画像や写し(コピー)等の提示でも可能です。ただしそれが本人のものでなければいけません。そのために本人確認も必要となります。
5	複数泊の場合、ワクチン接種歴、検査結果通知書はその都度取得し提示が必要か。	同じ宿泊施設に2泊以上する場合は、2泊目以降の提示・確認は不要です。宿泊施設を変えて複数泊する場合は、たとえ一連の旅行であったとしてもチェックインの度に提示・確認が必要です。 なお、旅行会社が実施する2泊以上のツアーの場合は、出発時に確認がなされていればそれ以降の提示・確認は不要です。
6	ワクチン・検査パッケージの条件を満たさない場合とは具体的にどのようなものか。	検査結果が陽性、確認書類の持参忘れ(提示できない)、ワクチン接種の規定回数や経過期間を満たしていない、検査結果通知書の有効期限が切れている(PCR検査等は検体採取日+3日、抗原定性検査は検体採取日+1日が有効期限)等があります。いずれの場合も割引適用外となり、キャンセル料の負担もできません。
7	(6のうち持参忘れの場合)後日の提示で認められるか。	後日の提示では認められません。
8	ワクチン・検査パッケージの適用外となる場合はあるか。	親等の監護者が同伴する12歳未満の利用者、及び学校等の活動(修学旅行等の学校行事)に係る利用者は適用外(提示不要)となります。
9	ワクチン・検査パッケージの確認書類(利用者の署名)等のコピーを提出する必要はあるか。	確認は目視のみで結構です。「料金計算シート・利用証明書」の提出もこれまでと同様、提出不要です。
10	検査費用は割引対象とすることができるか。	旅行・宿泊商品に含まれない検査費用については、割引の対象とはなりません。旅行・宿泊商品に含まれる検査費用(例.PCR検査付きツアー)については、割引の対象とすることが可能です。
11	ワクチン接種歴にデジタル庁発行の「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」は利用可能か。	利用可能です。なお当該アプリはマイナンバーカードとの紐付けが条件となっていますが、旅行・宿泊当日の身分証明書自体は別途持参が必要です。
12	ワクチンは3回目接種まで必要か。	新潟県外の対象地域の在住者は3回目接種が必須です。新潟県内在住者はこれまで通り2回目接種まで大丈夫です。(旅行出発日・宿泊日当日に2回目接種から14日以上経っていることが条件)
13	(新潟県内在住者で)ワクチン接種歴は2回目接種分ではなく3回目接種分の提示でも良いか。	3回目接種分の提示でも構いません。ただし、確実に3回目の接種と分かる接種歴である必要があります。なお3回目接種分の提示の場合、2回目接種から14日以上経っていることが確実なため、接種からの経過日数は不問とします。
14	(新潟県外の対象地域の在住者で)ワクチン接種歴が2回目までだった場合の対応方。	新潟県外の対象地域の在住者は3回目接種が必須のため、もし接種歴が2回目までの場合は検査結果通知書の提示をご案内下さい。3回目までのワクチン接種歴又は検査結果通知書を提示できない場合は割引適用外となります。
15	検査結果通知書は新潟県が設置した無料の「ワクチン・検査パッケージ等PCR検査所(民間薬局又は検査会場)」の通知書で対応可能か。	対応可能です。検査所についての詳細はこちらよりご確認ください。 <a href="https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/pcrpackage.html">https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/pcrpackage.html</a>
16	販売価格の明示の仕方について教えてほしい	対象商品の販売に関しては、「使っ得！にいがた県民割キャンペーン」割引適用商品であることを明らかにするとともに、本来の価格と割引後の価格(助成後の価格)を明示し、その差額に対し助成があることを利用者が明確に認知できるようにする必要があります。
17	日帰り旅行の定義は	旅行業法に基づき、旅行会社で販売されている日帰り旅行商品を本事業における日帰り旅行と定義します。(石川県民は日帰り旅行はご利用頂けません) バス等の交通機関とセットになったプランが対象で、宿泊施設が販売している日帰りプランは対象外です。
18	キャンペーンの内容を教えてください	①旅行会社が販売する旅行商品の代金、又は宿泊施設が販売する宿泊商品の料金の半額又は一人泊当たり5,000円のいずれか小さい方の額を割引。(日帰り旅行は一人あたり)※100円未満切捨 ②①の割引を適用する対象者一人泊あたり2,000円の地域クーポン券を付与。(日帰り旅行は一人あたり)
19	割引額の計算の仕方について詳しく知りたい	「個々の」かつ「1泊あたり(日帰り旅行は一人あたり)」の旅行代金を基準に計算します。それぞれの代金の半額又は5,000円のいずれか小さい額を割引額として適用し(100円未満切捨)、最後に合算して全体の割引額が決定となります。 なお割引額の計算に関しては別途「料金計算シート」をご用意しておりますので、こちらを基に算出頂きますようお願いいたします。
20	代金は税抜きでの計算か、税込みでの計算か	税込みでの計算となります。
21	(主にOTA事業者・Web販売の旅行業者)システム上、100円未満切捨ではなく、切捨分を自社負担で対応することは可能か	可能です。請求の際には自社負担分を除き、正規の形で計算して下さい。
22	地域クーポン券の配布枚数の計算の仕方について詳しく知りたい	割引対象になるお客様1名あたり1泊につき2,000円のクーポン券を付与頂きます。「個々の」かつ「1泊あたりの」旅行代金が5,000円以上の場合が対象です。割引対象とならない場合はクーポン券の対象にもなりません。
23	割引額の計算方法とクーポン券の付与枚数は手計算か	手計算は行わないで下さい。「料金計算シート」を用いた算出をお願いします。こちらを基に旅行者に署名頂く「利用証明書」を作成頂きます。 ※パソコンを用いた書面作成ができない場合は事務局へお問い合わせ下さい。
24	料金計算シートと利用証明書はどこから入手するのか	使っ得！にいがた県民割キャンペーン公式ホームページよりダウンロードできます。 ※分からない場合は事務局へお問い合わせ下さい。
25	団体旅行専用の料金計算シートと利用証明書はどこから入手するのか	こちらは公開しておりません。「団体旅行登録申請書」を所定の手続きで事務局へ提出頂いた後、事務局よりお送りします。

26	団体旅行(募集型企画旅行)の募集広告は事務局の事前確認が必要か	必要です。「団体旅行登録申請書」と共に広告の原案を事務局へお送り下さい。なお、本キャンペーンを利用する場合、募集広告には①キャンペーン専用ロゴの掲載、②新潟・山形・福島・群馬・長野・富山・石川・福井・静岡いずれかの在住者以外の方は利用できないことを誤解なきように伝達、③割引適用前の基本旅行代金の明記、④「ワクチン・検査パッケージ」の利用条件や条件を満たさない場合の対応等の明記を必須とします。
27	団体旅行の定義は	旅行業者が主催する募集型企画旅行全て(パッケージ商品は除く)と21名以上の受注型企画旅行とします。
28	団体旅行の場合、事務局への名簿の提出は必要か	不要です。
29	修学旅行も対象とのことだが、予約と手配は既に終了している。その場合対象外になるのか	既存予約は割引対象外となります。
30	手配旅行の場合、割引対象は宿泊代のみか	その通りです。取扱料金も含め、宿泊代以外の項目は除外となります。
31	手配旅行の場合、宿泊先で利用する飲物代や特注料理等を追加手配した場合、その分は割引対象になるか	宿泊先での利用が間違いないものであり、かつ事前手配されていれば宿泊代にこの追加手配分を合算して割引適用の基本代金とすることができます。
32	新潟発着であれば、県をまたいでの日帰り旅行でも可能か	不可です。あくまでも新潟県内完結の日帰り旅行に限ります。(石川県民は日帰り旅行はご利用頂けません)
33	対象の宿泊施設は	対象の宿泊施設、及び取扱旅行会社は使っ得！にいがた県民割公式ホームページをご確認下さい。
34	利用者が旅行を申し込む以外にすることはあるか (「泊まっ得！にいがた県民割キャンペーン」の宿泊補助券のような申請や当日の書面持参等)	利用者は予約時に「使っ得！」の割引適用商品で予約をしたい旨の意思表示をし、宿泊施設又は旅行業者は割引適用商品での予約可否を利用者へ伝達する必要があります。 また利用者には宿泊施設・旅行会社から提示される「利用証明書」の内容確認と署名欄への代表者署名をして頂きます。当日は代表者及び同行者全員の本人確認書類及びワクチン接種歴(又は検査結果通知書)の提示が必要になる点と併せ、予約時に忘れずにお伝え下さい。
35	対象地域の在住者であることの確認はどうするのか	予約の受付をする宿泊施設及び旅行会社にて身分証明書(運転免許証や健康保険証など)により確認します。代表者及び同行者全員の身分確認を行います。
36	対象地域の在住者で免許証等の住所変更を行っていない時の確認方法	現住所宛の郵便物の提示で可とします。

37	OTA事業者(じゃらん、楽天トラベル)などでの販売は可能か	可能です。ただし本マニュアルに記載のルールに則って販売できる事業者に限ります。特に地域クーポン券は紙クーポンだけのため、OTA事業者に代わって宿泊施設から旅行者へ配布してもらう旨の承認を事前に得ることが必要です。ただしキャンペーンに参画しないOTA事業者があった場合、そのOTA事業者経由の予約・販売は割引対象外となります。また参画するOTA事業者でも準備が整い次第の取扱開始となりますので、予約期間や利用期間がそれぞれ異なる場合があります。ご注意ください。
38	OTA事業者やWeb販売において、対象地域の在住者であることの確認はどのようであれば良いか	本キャンペーンに参画頂くOTA事業者及びWeb販売の旅行者には、代表者及び同行者全員の居住地が新潟・山形・福島・群馬・長野・富山・石川・福井・静岡いずれかであること、「ワクチン・検査パッケージ」が必須条件であることを利用者に分かりやすく告知し、これと異なった条件で宿泊しようとする事実が発覚した際には割引適用外となり、条件の異なる予約をキャンセル料を払って取消を行う必要がある旨、利用者の同意を得ておく必要があります。これができない場合は登録と取扱を停止させていただきます。
39	予約は旅行者受け、支払いは宿泊施設での現地精算の場合はあるか	OTA事業者を中心にこのようなケースが想定されますが、現地精算の場合も含めて「販売した旅行者」の方で実績管理と事務局への請求業務ができるならば現地精算も適用対象とします。
40	OTAではないが、Web商品をコールセンターで販売することがある。その場合でも利用証明書の署名取り付けや地域クーポン券のお渡しは旅行者での対応となるか	OTA事業者は物理的に対応できないので宿泊施設での対応を例外的に認めています。旅行者による販売は原則、旅行者が利用者の身分確認と地域クーポン券のお渡しをすることとしています。これはコールセンターでも同様です。郵送等を駆使して対応頂くようにお願いします。
41	既に販売(予約)している商品も割引が受けられるのか	本キャンペーンの開始前に購入(予約)した商品は割引対象外となります。なお、キャンペーン適用のため一旦予約を取り消して新たに予約を取り直せば対象とすることは可能ですが、新たに予約を取り直す際にかかった以前の予約の取消料は事務局では負担いたしません。
42	利用回数の制限はあるか	回数制限は設けていないため、何度でも利用可能です。
43	企業の出張案件等のビジネス利用は適用可能か	可能です。企業名での領収書発行も可能です。
44	企業の社員旅行等で会社経費を使う場合は適用可能か	可能です。企業名での領収書発行も可能です。
45	市町村等が行っている割引制度との併用はできるか	可能です。本キャンペーンの割引額とクーポン券付与額を差し引いたお客様の「実質負担額」から市町村等の割引を適用する形となりますが、これが「0円」になるまでは適用可、それ以下となる場合は適用外となります。なお後日返金のキャッシュバックが生じる場合についても、実質負担額が「0円」を可能とします。本キャンペーンの割引額とクーポン券付与額を差し引いたお客様の「実質負担額」からOTA事業者の割引を適用する形となりますが、これが「0円」になるまでは適用可、それ以下となる場合は適用外となります。
46	OTA事業者が独自で行っている割引制度との併用はできるか	可能です。本キャンペーンの割引額とクーポン券付与額を差し引いたお客様の「実質負担額」からOTA事業者の割引を適用する形となりますが、これが「0円」になるまでは適用可、それ以下となる場合は適用外となります。
47	期間中にGoToトラベルキャンペーンが始まった場合、「使っ得！にいがた県民割キャンペーン」は終了するのか。	GoToトラベルキャンペーンが始まって終了にはならない予定です。ただし、2つのキャンペーンの併用はできません。条件によって割引率や受付可否(予算が尽きた等)が異なると思いますので、どちらを適用するかは事業者・利用者の判断に一任します。なお、使っ得！にいがた県民割キャンペーンではいかなるキャンセル料の負担もできませんので、予めご承知おきをお願いします。
48	他の割引との併用可否(どれを適用としどれを適用外とするか)は各事業者での判断か	各事業者での判断となります。なお各市町村等が行っている割引制度は各市町村に念のためご確認をお願いします。「使っ得！」については適用の優先順位を設けておりません。
49	本キャンペーン適用のために既存予約の取り直しが多数発生し、旅行者に多くの負担が見込まれると想定されるが仕方のないことなのか	原則、本キャンペーンは予約の取り直しを推奨するものではありません。あくまでもキャンペーンによる新規需要の喚起が目的となります。そのため既存予約の取り直しは受けないスタンスこそが正当です。ただどうしても利用者目線で受けざるを得ない場合は旅行者の判断にお任せします。その分の事務負担発生については申し訳ございませんがご容赦頂きたいと思っております。
50	子供、幼児も対象となるのか	1泊(日帰り旅行は一人)あたり5,000円以上の旅行代金が設定されている子供、幼児であれば対象となります。
51	2泊3日、3泊4日等で一つの旅行代金の場合、「1泊あたりの旅行代金」はどのように計算するのか	旅行代金÷泊数で「1泊あたりの旅行代金」を算出することとします。 【例】2泊3日で旅行代金:25,000円 ⇒1泊あたりの旅行代金:25,000円÷2=12,500円 ⇒1泊あたり5,000円、2泊合計で10,000円の割引適用可
52	消費税・入湯税についての考え方	消費税込の金額を基準の旅行代金として計算します。入湯税は予め旅行代金に含めている場合は対象としますが、宿泊施設で当日精算する場合は対象外です。
53	Quoカード等の商品券を盛り込んで設定した旅行商品は適用可能か	換金性の高いもの(Quoカードやギフトカード等)を組み込むことはできません。その場合、当該金券の金額を除いた料金を基準の旅行代金として計算します。
54	キャンセルした場合はどうなるか	本キャンペーンの割引を受ける前の通常料金に対してキャンセル料がかかります。なお、キャンセル料は旅行者の負担となります。
55	追加の予算配分はあるのか	5月31日までで未執行の予算が残っている場合は、引き続きご利用頂けます。既に予算が残っていない場合は6月1日以降に使用することを前提に、追加の申請を承ります。ご希望の追加予算と地域クーポン券枚数を事務局へご連絡下さい。なお事業期間が短く、再調整を行う時間はないため、確実に執行頂ける額を申請下さい。予算(割引原資)の有効活用にご協力をお願いいたします。 ※ご希望の予算額にはお答えできない場合がございます。 ※追加は1回限りとし、再度の追加を承ることはできません。
56	県外の旅行会社が宿泊施設と連携して商品を造成して販売することが可能か	不可です。今回はOTA事業者を除き、原則新潟県内に本店、支店、営業所がある旅行会社を対象事業者としています。
57	割引額の請求の際の報告書類は	「実績報告書 兼 請求書」及び「実績内訳シート」となります。使っ得！にいがた県民割キャンペーン公式ホームページよりダウンロードできます。※分からない場合は事務局へお問い合わせ下さい。
58	報告書類の提出先、提出方法は	原則、データでのメール送信による提出とします。 送信先:toiawase@tsukattku.com
59	報告書類の提出期限、振込時期は	各月1日から末日までの実績について翌月15日までに提出下さい。提出後、事務局が内容を審査し適正な内容であると確認した日から30日以内に振込をいたします。 ※4月分のうち4月29日～30日分、5月分のうち5月1日～8日分は対象期間から除外するため、割引適用外となります。誤って割引適用されても割引原資(支援金)はお支払いできませんのでご注意ください。

60	地域クーポン券のお客様へのお渡しができる場合、宿泊施設保有のクーポン券を代用してお渡し頂くよう宿泊施設へ依頼することは可能か	OTA事業者やWeb販売でない限りは原則、地域クーポン券を旅行者からお客様へお渡し頂きます。間際予約等でどうしても事前に旅行者で地域クーポン券のお渡しができず、宿泊施設に事前連絡をした場合に限っては例外的に認めます。ただし宿泊施設保有のクーポン券を代用することとなりますので、代用したクーポン券番号を宿泊施設側で必ず控えて頂くと共に、後日代用した枚数分のクーポン券を旅行者から宿泊施設に送付し、宿泊施設保有のクーポン券の総数が狂わないような管理をお願いいたします。
61	地域クーポン券の開始日記入はスタンプ又は印刷等でも可能か	事務局ではスタンプは用意しておりませんので、旅行者保有のスタンプ等があればそれをご利用頂くことは問題ありません。なお間違えて記入してしまった場合は無効とし、新たに別のクーポン券をご利用下さい。日付を間違えて記入したり修正液等で書き直したりしたクーポン券は無効となります。
62	連泊の場合、地域クーポン券の旅行開始日はどのように記載するのか	1泊目分のクーポン券には1泊目の日付を、2泊目分のクーポン券には2泊目の日付を記載下さい。

63	地域クーポン券はどこで使えるのか	加盟店は随時参画募集しており、最新情報は使っ得！にいがた県民割キャンペーン公式ホームページより確認できます。 ※クーポン券裏面のQRコードからもご確認頂けます。
64	地域クーポン券は旅行代金の残額や次回旅行時の支払いに利用可能か	不可です。
65	素泊まり予約で宿泊施設を予約・精算し、お客様が当日現地で追加した食事代を地域クーポン券で支払うことは可能か	その宿泊施設が地域クーポン券取扱店舗としての登録もしていれば可能です。
66	宿泊で付与された地域クーポン券を別途、日帰りの着地型オプションツアーに利用することは可能か	不可です。
67	地域クーポン券をお客様へ渡した後に急遽キャンセルが出た場合	キャンセルとなった人泊分×2,000円の地域クーポン券をお客様より回収して下さい。
68	お客様へ渡した地域クーポン券番号の管理方	「利用証明書」にお渡し済のクーポン券番号を記載し、保管して下さい。
69	地域クーポン券の枚数を間違ってお客様へ渡してしまった場合	多く渡してしまった場合はお客様からの回収を、少なく渡していた場合は追加でのお渡しをお願いします。
70	地域クーポン券の旅行開始日を誤って記入してしまった場合	当該クーポン券は無効となります。書き直してお客様に渡すことのないようにお願いします。新たなクーポン券に正しい日付を記入の上、お客様にお渡し下さい。
71	汚損・誤記入した地域クーポン券の取扱方は	事業終了まで、一旦事業者にて保管下さい。汚損・誤記入した地域クーポン券の券番を控える必要はありませんが、間違ってお客様にお渡しすることのないようにお願いします。当該クーポン券や事業終了後に余った地域クーポン券の事務局への返送方法等に関しては改めてご案内させていただきます。
72	地域クーポン券を紛失してしまった場合	事務局へご連絡下さい。
73	地域クーポン券が足りなくなった場合	事務局へご連絡下さい。追加で発送いたします。なお、ご連絡を頂いてから到着までに日数を要しますので、在庫状況を見ながら早めにご連絡頂くようお願いします。
74	振込時の名義はどうなるか	「使っ得にいがた県民割キャンペーン事務局」名で振込いたします。